

令和7年度第2回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年5月9日（金）午後1時45分 から 午後2時52分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会 委	長 員			
		22番	水柿	重壽
		1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 8 号	農地法第 4 条の規定による許可について
議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 11 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 12 号	令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

4、報告

報告第 6 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 8 号	非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
副局長兼農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇

7、会議の概要

議長	それでは、只今より、令和7年度第2回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。 只今の出席委員は23名全員であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。 会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、板橋主任、長津主任、廣瀬主任の諸君を指名いたします。 本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。 なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。 次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。 筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、6番・齊藤秀樹委員と8番・齊藤一弥委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。 次に、日程第3 議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。 なお、議案第7号 受付番号7番は、7番議席・赤城 美子委員が関係者となっておりますので先に審議するとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。 午後 1時47分 除斥 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	廣瀬主任より説明させます。
廣瀬主任	議案第7号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年5月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。3ページをお願いします。 番号：7番、権利：所有権移転有償、所在：向上野字御神戸、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1397㎡、外7筆、合計8筆、合計面積 13,281㎡、譲渡人又は貸主：筑西市向上野、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：14,359㎡、受人：881,944.44㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。 以上です。
議長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号7番について、調査委員の報告をお願いします。
須藤栄一 委員	11番、須藤が報告いたします。 7番について報告します。 4月26日に明野支所において、書類審査をしました。後日、渡人に電話で確認しました。 娘さんが出たのですが、本人が高齢のために耕作できないということで売買

したそうです。

受人は地元の大規模な法人で、経営規模拡大を進めており、書類に不備もなく、許可相当と思われ、思われますが、皆様のさらなるご審議お願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第7号 受付番号7番を採決いたします。
議案第7号 受付番号7番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第7号 受付番号7番を原案どおり許可することに決しました。
ここで7番議席・赤城 美子委員の除斥を解きます。

午後 1時50分 解除

続いて、受付番号9番から事務局より説明願います。

事務局 廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任 2ページをお願いします。番号1番から3ページ6番まで保留となります。
4ページをお願いします。番号8番は保留となります。
9番、所有権移転有償、西石田字南石田、田、田、397 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 2,186 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市旭ヶ丘、1,850 m²、559,130 m²、4、4。
10番、所有権移転無償、知行字陣屋前、田、田、777 m²、筑西市知行、筑西市関本分中、777 m²、0 m²、2、2。
11番、使用貸借権、小埜字北、田、田、2,643 m²のうち1,000 m²、筑西市小埜、筑西市小埜、35 m²、403 m²、2、2。
次のページをお願いします。番号12番は保留となります。
次のページをお願いします。
13番、所有権移転無償、横塚字宮下、田、田、940 m²、筑西市横塚、筑西市横塚、10,904 m²、10,904 m²、1、1。
14番、所有権移転有償、乙字京田、田、田、386 m²、愛知県愛知郡東郷町大字

春木、筑西市乙、1,322 m²、0 m²、2、2。

15 番、所有権移転有償、梶内字大久保、畑、畑、979 m²、筑西市梶内、筑西市下岡崎、1,810 m²、9,867 m²、1、1。

16 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字今宿、田、田、3,476 m²、水戸市上国井町、筑西市藤ヶ谷、94,577 m²、357,768.14 m²、1、1。

次のページをお願いします。

17 番、所有権移転有償、鷺島字中谷原、田、田、4,172 m²、水戸市上国井町、筑西市高津、94,577 m²、362,811 m²、3、2。

18 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、田、田、1,012 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,003 m²、水戸市上国井町、筑西市桑山、94,577 m²、64,861 m²、3、3。

19 番、所有権移転有償、野殿字本殿屋敷、畑、畑、1,307 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,562 m²、筑西市乙、筑西市野殿、4,525 m²、6,509.61 m²、1、1。

次のページをお願いします。

20 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、988 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 3,944 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市関本下、6,882 m²、28,628 m²、1、1。

21 番、所有権移転有償、海老江字吉添、田、田、384 m²、筑西市海老江、筑西市東保末、2,994.27 m²、15,914 m²、2、2。

22 番、所有権移転無償、上野字東郷、畑、畑、958 m²、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 5,388 m²、守谷市百合ヶ丘、筑西市上野、5,388 m²、25,330 m²、1、1。

なお、こちらの申請に対し取下願が提出されております。

次のページをお願いします。

23 番、所有権移転有償、桑山字八番耕地、畑、畑、760 m²、筑西市桑山、筑西市桑山、13,354 m²、5,943 m²、2、2。

24 番、所有権移転有償、桑山字六番耕地、畑、畑、855 m²、筑西市桑山、筑西市桑山、5,943 m²、13,354 m²、3、2。

25 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、996 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,988 m²、埼玉県さいたま市見沼区大和田町、筑西市藤ヶ谷、1,988 m²、688 m²、1、1。

26 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、479 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、3,942 m²、688 m²、1、1。

次のページをお願いします。

27 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、1,972 m²、筑西市船玉、筑西市関本下、0 m²、409,388.73 m²、3、3。

28 番、所有権移転無償、上西郷谷字西田、畑、畑、761 m²、桜川市真壁町下谷貝、筑西市宮後、4,338 m²、9,483 m²、3、3。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 9 番から、調査委員の報告をお願いします。

新井英雄

24 番の新井です。

委 員	9 番について報告いたします。4 月 24 日、書類審査を実施いたしました。 後日、渡人に連絡をしましたが、なかなか連絡が取れなかったので、受人に連絡をしました。渡人は、現在入院中ということでした。長い間、受人が耕作をしており、今回、売買が成立したということでした。 書類に不備もなく、許可相当と判断されますが、皆様のさらなるご審議お願いいたします。以上です。
議 長	10 番をお願いします。
蓮沼俊男 委 員	23 番蓮沼が報告いたします。 10、18、23、24 番について報告します。4 月 25 日に書類審査をいたしまして、その後、関係者への電話での確認を行いました。 まず 10 番です。渡人と受人は、親子関係でありまして、受人は実家の土地を耕作するという意思が確認できたので、許可相当かと思えます。 次に 18 番。18 番は、受人は地域を代表する大規模経営の農家でありまして、振興公社との売買ということで許可相当かと思われます。 次、23、24 番ですね。こちらは交換ということで、労働力の稼働数これ 2 と、3 の 2 とか書いてありますけど、いずれの方も、現実には農家は全然やっていなくて、委託してるようですけど、耕作者の意向で、まず、経営の合理化っていうことで、交換・統合をしたほうがいいという話から、今回の所有権移転という形で、話がまとまったようです。 4 件いずれも問題なく許可相当かと思われます。皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	11 番をお願いします。
坂入 進 委 員	5 番坂入です。 3 条の 11 を報告いたします。先月の 24 日に書類審査を行いまして、不備のないことを確認いたしました。なお、後日渡人に電話をいたしまして、問題がないということを確認いたしまして、渡人と受人は兄弟でございます。 そのようなことでございますので、許可相当かと思えます。 皆様方のさらなる審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	13 番をお願いします。
稲 見 くに子 委 員	16 番、稲見が報告します。 13 番について報告します。4 月 25 日に書類審査を行い、後日電話確認をしました。受人と渡人は親子です。渡人である父親が高齢となったため、息子である受人に贈与するとのことでした。 書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

14番をお願いします。

宮山 繫治
委 員

はい19番、宮山です。

私から14番と19番について説明します。どちらも4月24日に書類のみ確認しております。そのあと代理人申請なんで渡人の方に電話をしました。遠方なんでね、耕作できないので、双方で売買が決まったということでございます。

次の19番なんですが、19番は、同じく売買でやっぱり同じく代理人申請なんです。渡人の方に確認をとりまして、高齢でできないというようなことで、受人は知人なんで、その人に売るということで、決まったそうです。

どちらも問題ないと思いますが、ただこの、代理人申請ですね。この電話番号が、どっちも違っていて、本人であれば、間違えないと思うんですが、逆に代理人の場合は、間違いが多いんで、担当者ですからね、やっぱりその辺を注意していただかないと、他の人に迷惑かかるというようなことなんで、やっぱりその辺もね、受付の際、注意をお願いしたいと思います。

こちらの案件については許可相当と思いますが、さらなるご審議をお願いします。以上です。

議 長

15番をお願いします。

齊藤 一弥
委 員

8番の齊藤です。

4月22日に関本公民館において書類審査を行いました。その後、渡人受人に電話確認をしたんですが、渡人は電話を持っておりません。代理人の行政書士さんと、受人に電話で確認をいたしました。渡人と受人が隣同士なんです。渡人の方から、今後農業をやらないということで、この畑を買ってくれないかという話からこの売買に至ったそうです。電話確認では、申請に間違いはないということでした。さらなる皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長

16番をお願いします。

竹内 紀男
委 員

12番竹内です。

私から、16番と25番、26番を報告いたします。

4月の22日に書類審査並びに現地確認をいたしました。

後日電話で連絡したところ、申請書どおり間違いはないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

次に25番と26番なんですけど。後日電話をかけたんですけど、何回かけて連絡が取れず、事務局の方をお願いいたしました。事務局から間違いはないということでしたので、書類に不備もなく、許可相当と判断いたします。

皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

17番をお願いします。

須藤栄一
委 員

11 番須藤が報告します。

17 番、21 番、28 番について報告します。

4 月 26 日に明野支所において、書類審査を行いました。

17 番ですが、受人に電話を入れて確認しました。以前から耕作していた土地だそうです。県農林振興公社を仲介しての売買となります。地元の大規模な農家で、経営規模拡大を進めてるということです。

書類に不備もなく許可相当と思います。

21 番ですが、渡人に電話を入れて、確認しました。主人が亡くなり、米を食べる人がいなくなったので、受人に売買したそうです。

種類に不備もなく、許可相当と思われます。

28 番ですが、渡人に電話で確認しました。家族の人でしたが、畑の交換ということでした。渡人の作業所の隣にある畑と、受人の畑の交換でした。

書類に不備もなく、許可相当と思われます。

さらなるご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

20 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番栗島です。

20 番と 27 番をご報告申し上げます。

先月の 22 日に書類審査をし、後日、電話連絡で確認をして参りました。

それで 20 番の代理人申請で、ここに載ってる電話番号、携帯の電話番号なんですが、ここにかけたらば、千葉県に在住の女の人の電話番号、なんですよこれ。電話番号は間違いないうですよ。その女の人の携帯の電話番号で、私千葉県に住んでいるんですって言って、今回の代理人かなと思ったら代理人でもないっていうんで、千葉県に在住してる人の女の人の携帯番号なんですよこれ。

だもんで、受人の方に調査してきたんですが、渡人の方から、どうしても買っていたきたいっていう懇願されたんで今回は買うんだっていうことで、書類にも不備がないんで許可相当かと思います。

それと、27 番ですか。これも代理人なんだけど、受人の方と行き会う機会があったんで聞いてみたら、今現在、受人が耕作してる土地で、渡人の方から買っていたきたいっていう話があったんで今回の申請になったということです。

どちらも、書類にも不備がなく、問題ないと思いますので、皆様のさらなるご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 7 号 受付番号 9 番から 11 番及び 13 番から 28 番を採決いたします

	す。
	議案第7号 受付番号22番を取り下げとし、9番から11番、13番から21番及び23番から28番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第7号 受付番号22番を取り下げとし、9番から11番、13番から21番及び23番から28番を原案どおり許可することに決しました。 次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	議案第8号、農地法第4条の規定による許可について、令和7年5月9日提出、筑西市農業委員会会長・水柿重壽。次のページをお願いします。 番号:1番、所在:川澄字鹿島、登記簿地目:畑、現況地目:畑、面積:326㎡、申請人:筑西市川澄、転用事由:農業用倉庫。 申請地は市立河間小学校の南側約2.3km、国道50号線の北側約730mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。 申請者は申請地近くに居住し農業を営んでおりますが、規模拡大に伴い農業用倉庫が必要になったことから申請するものです。以上です。
議 長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号1番について調査委員の報告をお願いします。
新井英雄 委 員	24番の新井です。 1番について報告いたします。4月24日に書類審査及び現地確認を実施しました。場所は、隣にも倉庫が建っているところで新たに農業用倉庫として、申請をしたものです。電話で連絡を取ったところ、申請どおり間違いはないということでした。 書類もなく許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 8 号 受付番号 1 番を採決いたします。

議案第 8 号 受付番号 1 番は、30a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第 8 号 受付番号 1 番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 板橋主任より説明させます。

板橋主任 議案第 9 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 7 年 5 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：舟生字下宿、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：853 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,726 m²、譲渡人又は貸主：筑西市板橋、譲受人又は借主：大阪市中心区道修町、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、筑西市役所関城支所の北側約 270m、市立関城西小学校の東側約 1 km に位置する 300m 以内に市役所の庁舎のある第 3 種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

番号 2 番は保留となります。次のページをお願いします。

番号 3 番と 4 番は実質的に同一の案件となるため併せてご説明いたします。

番号 3 番、権利：所有権移転有償、所在：下川島字西出河原、登記簿地目：畑、現況地目：雑種地、面積：314 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 2,651 m²、譲渡人又は貸主：結城市大字結城 外 1 名、譲受人又は借主：筑西市下川島、転用事由：資材置場。

番号 4 番、賃貸借権、川島字西出河原、畑、雑種地、297 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 644 m²、結城市大字結城 外 1 名、筑西市下川島、資材置場。

申請地は、国道 50 号線の北側約 200m、県立鬼怒商業高校の北東側約 550m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地付近で産業廃棄物処理業を行う法人です。今般、資材置場として使用していた土地が農地法の許可を取得していないことが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

次のページをお願いします。

5 番、所有権移転有償、関本上字北台、田、雑種地、106 m²、外 1 筆、合計 2

議 長

筆、合計面積 366 m²、筑西市辻、筑西市藤ヶ谷、自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の西側約 30m、県道明野間々田線の北側約 770mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、親の介護をするため実家に近くに自己住宅を建築すべく申請するものです。なお、すでに申請地には碎石が敷設されており、このことについて始末書が添付されております。

6 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字赤塚、畑、畑、3,853 m²、筑西市下野殿、東京都新宿区揚場町、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南西側約 900m、県立下館工業高校の南側約 1.2 kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

7 番、所有権移転有償、伊讃美字中原、田、田、372 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 555.02 m²、筑西市伊讃美、筑西市伊讃美、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の南側約 300m、JR 水戸線玉戸駅の北側約 550mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近の住宅に居住しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

8 番、所有権移転無償、深見字舘野、畑、畑、403 m²、筑西市深見、結城市大字結城、自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約 900m、茨城県西部メディカルセンターの北東約 400mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、婚姻に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

以上です。

竹内紀男
委 員

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から、調査委員の報告をお願いします。

12 番竹内です。

私からは、1 番と 6 番を報告いたします。4 月 22 日に書類審査並びに現地確認をいたしました。後日、1 番と 6 番の方に、電話で連絡したところ、申請書のとおり間違いはないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

13 番國府田です。

3 番、4 番を報告いたします。

この案件は、先月の総会で、私が調査した結果、4 人のうち 2 人は、有償譲渡した覚えはないということが判明して、保留にした案件です。

この書類を出し直しいたしまして、このとおり 2 人は譲渡する。あと 2 人は、貸すということで出し直した案件です。従って、この 2 件については、許可相当と思われます。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番栗島です。

22 日に書類審査し、現地確認をして参りました。代理人申請なので渡人の方へ確認をして参りました。両方受人にも確認しようと思って電話したんですが、出てくれなかったんで、渡人の方だけ確認を取ってきました。書類に間違いのない自己住宅ってということで間違いなさそうです。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

高橋 修
委 員

14 番高橋です。

7 番について報告いたします。

4 月 24 日に書類審査及び現地確認を実施しました。同日、代理申請によりまして、渡人に電話確認したところ、申請書のとおり、間違いのないことでした。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

中澤 保
委 員

9 番中澤です。

8 番について報告いたします。

4 月 24 日に書類審査及び現地確認を実施いたしました。後日、渡人の方へ電話で連絡したところ、渡人さんが電話に出られなくて、奥さんが代わりに対応していただきました。息子さんの自己住宅を建設するために、所有権を移転するという申請書類どおりで間違いがないということを確認できました。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 9 号 受付番号 1 番及び 3 番から 8 番を採決いたします。 議案第 9 号 受付番号 1 番、5 番、7 番及び 8 番は、30a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 9 号 受付番号 1 番、5 番、7 番及び 8 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 9 号 受付番号 3 番、4 番及び 6 番は 30a を超える農地転用事案となります。 議案第 9 号 受付番号 3 番、4 番及び 6 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって、議案第 9 号 受付番号 3 番、4 番及び 6 番は、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。 次に、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、令和 7 年 5 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：所有権移転、所在：上平塚字大野原、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：2,975 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,669 m²、譲渡人又は貸主：筑西市伊讃美、譲受人又は借主、東京都千代田区丸の内一丁目、転用事由：太陽光発電設備、賃貸借権の設定から所有権の移転に変更。 申請地は、下館総合体育館の西側約 300m、県道結城二宮線の南東側約 700m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。 申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。本件転用については令和 7 年 2 月に許可済でございますが、今回権利の内容を賃貸借権から所有権移転に変更するため申請するものです。

2 番、所有権移転、所在：下江連字道陸神、山林、畑、1,852 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 6,835 m²、筑西市下江連、筑西市下江連、駐車場、承継を伴う事業計画変更。

申請地は、市立五所小学校の西側約 1.6 km、県道結城二宮線の北側約 400m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地に隣接する土地で製造業を営む法人です。本件については令和 2 年 6 月に許可済ですが、許可を取得した法人が破産手続き中であり、それに伴い新法人に事業を継承するため申請するものです。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から、調査委員の報告をお願いします。

高島敏男
委員

2 番の高島です。

ナンバー 1 とナンバー 2 を報告いたします。

まず初めにですね、ナンバー 1 なんですが、先ほど 3 条のナンバー 20 と同じなんですけども。電話番号が合ってるんですけども、人間が全く違います。

例えば、ここだと渡人が、090 の方で、電話番号だと、丸印ですね。それだろうと思ったら、〇〇さんじゃなくて、△△さんっていう人なんですね。全く違うんですよ。こちらの〇〇さんは伊讚美になってますけど、△△さんは▲▲▲だっているんですね。だけど電話番号は私の電話番号ですって△△さんは言うわけですよ。だからその辺が、さっきの 3 条じゃなくても、何でこんなふうになんの番号が出てきちゃうのか。それは私不思議だと思うんだよね。だから、△△さんって人はもう 1 回聞いたら、私は農業云々でやったことないって言うんですよ。農業委員は何やってんですかって、逆に言われちゃったんですけど。私知らないことに名前使われてんですかって言い方もされました。

だからその辺ちょっと考えなきゃいけないかなと思います。

事務局長

よろしいですか。

ただいまのご意見についてですが、まず、番号相違があった場合には、今までですと、代理人の方に伝える電話番号が間違ってるという可能性が一番大きいと思います。ですので、改めてその場合には、事務局の方にお電話いただければ、事務局の方から申請人に、電話番号が違っているんだけど、という形で、申請書そのものの電話番号が違うということは、申請が無効になりかねない事案ですので、ご一報いただければ、その後、事務局の方で正式なものを確認させていただきたいと存じます。

ちょっと件数が多すぎますので、今後そういった対応にしたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

高島敏男

はい、わかりました。

委 員	渡人の方はそういうふうな話になっちゃいましたので、よって受人の方の会社の方に電話して、一応確認をしました。これは問題なかったです。 あとナンバー2の方ですが、以前確認して再度確認いたしますけども、内容としては、代表が変更したそうですね。同代表が社長が変わったと。
板橋主任	いや、社長が変わったわけではなくて、会社の名前は一緒なんですけど法人自体、別の法人に変わってます。 名前は一緒なんですけど、元あった法人が、破産手続中、要するにつぶれちゃったという形なんですけど、そこにある、今工場なんかがあるんですけど、それを含めた事業を、新しい法人が引き継ぎますよ、という形になってます。 新しい法人っていうのは元は違う名前だったんですけど、前の法人の名前も使いたいということのようでして、新しく社名を変更して、前の法人のブランドって言うんですかね、名前を引き継いで、事業をやるという形です。 なので法人自体全く別の法人になります。
高島敏男 委 員	はい。その件に関しては、一応確認取って、結局、●●●●って名前だけは、ネームバリューがあるので、変更しないで引き続きやっていきますっていうような話でした。 この2つの方は所有権移転の変更なんですけど、先月の書類の確認の結果、問題もなく許可相当と思われます。 さらなる皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします
國府田 喜久男 委 員	はい。13番國府田です。 先ほどの電話番号の間違いですけど。 今電話はいろんなね、変な電話が多くて、それでなくても警戒されているのに、この件に高島さんが言った件については、やっぱり究明したほうがいいと思うんですよね。どこで間違いがあったのかっていうこと。今後のためにも。これは申請人の代理人が間違ったのか。 そこは、事務局に行ってくださいじゃなくて、なぜ間違ったかってことは究明したほうがいいと思います。以上です
議 長	事務局の方でよろしく願いします。確認してください。 あと、ご質問の方はございませんか。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第10号 受付番号1番及び2番を採決いたします。

	議案第 10 号 受付番号 1 番及び 2 番は原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって議案第 10 号 受付番号 1 番及び 2 番は、原案どおり「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を許可することに決しました。 次に、議案第 11 号 現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	議案第 11 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 7 年 5 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。 番号 1 番、所在：下中山字下中山、登記簿地目：畑、現況地目：道路、面積：11 m²、判定地目：道路、利用状況：道路、所有者：筑西市下中山。 申請地は、市立養蚕小学校の南側約 160m、県道筑西つくば線の西側約 300m に位置する土地です。 平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。 2 番、寺上野字白裕、畑、宅地、516 m²、宅地、住宅敷地、筑西市寺上野。 申請地は、県道赤浜上大島線の南側約 70m、市立上野小学校跡地の東側約 650 m に位置する土地です。 平成 2 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。 3 番、鷺島字高ヶ山、畑、宅地、598 m²、宅地、住宅敷地、筑西市鷺島。 申請地は、市立明野五葉学園の南西側約 500m、市立鳥羽小学校跡地の南東側約 500m に位置する土地です。 平成 2 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。 4 番、小川字與平浦、田、宅地、991 m²、宅地、住宅敷地、筑西市小川。 申請地は、県道小川川島停車場線の東側約 70m、JR 水戸線川島駅の北側約 2 km に位置する土地です。 平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。 5 番、蓮沼字薬師内、畑、宅地、224 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,365 m²、宅地、住宅敷地、筑西市蓮沼。 申請地は、JR 水戸線新治駅の西側約 1.9 km、国道 50 号線の南側約 800m に位置する土地です。 昭和 32 年には、農地ではないとして「家屋公租公課証明書」を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長	只今、事務局より説明がありました。 ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。
中澤 保 委 員	9 番中澤です。 1 番について報告いたします。 4 月 24 日に書類審査及び現地確認をして参りました。申請書類に不備もなく許可相当と思われます。さらなる皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	2 番をお願いします。
須藤栄一 委 員	11 番須藤が報告します。 2 番 3 番について報告します。 4 月 26 日明野支所において、書類審査及び現地確認を全員で行いました。 2 番については、現地は植木があり、一部納屋も建っておりました。30 年以上経過しており特に問題ないと思います。 3 番についてですが、現状は、植木があり、住宅敷地の一部になっておりました。 どちらも 30 年以上経過しており、2 件とも、書類に不備もなく、非農地証明は、発行可能と思いますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議 長	4 番をお願いします。
高橋 修 委 員	14 番高橋です。 4 番について報告いたします。 4 月 24 日、書類審査及び現地確認を実施しました。本人居住の住宅敷地として利用されており、水田に隣接しておりますが、申請から 20 年以上経っており、問題ないと判断いたします。 さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	5 番をお願いします。
岩渕 進 委 員	4 番の岩渕です。 5 番の案件を報告します。 4 月 25 日、書類審査と現地確認を行いました。 現況は、60 年以上にわたり、住宅敷地として使用されていて、非農地証明の発行は問題ないかと思われます。 書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第11号 受付番号1番から5番を採決いたします。

議案第11号 受付番号1番から5番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

（挙手全員）

議 長

挙手全員。よって議案第11号 受付番号1番から5番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第12号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

市村補佐より説明いたします。

市村補佐

議案第12号、令和7年度最適化活動の目標の設定について、令和7年5月9日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

I 農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）

1、農業委員会の現在の体制ですが、筑西市農業委員会の体制は委員定数24名（実数24名）、農地利用最適化推進委員が、20地区で20名です。

2、農家・農地等の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス2020、及び農地台帳等からの数値を記入しております。

次のページをお願いします。

II 最適化活動の目標

1、最適化活動の成果目標

（1）農地の集積

管内農地面積11,100ha、これまでの集積面積7,053ha

集積率63.5%

（課題）

認定農業者からの除外や集落営農組合廃止などにより対象者数が減り、担い手への集積面積が減少した。農地の分散傾向はまだ見られるため、地域計画に位置付けられた地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を積極的に活用し集積を加速させる。

（目標）集積面積7,099ha（うち新規集積面積 46ha）

目標案設定の考え方として国の政策目標を基に、「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和5年5月)」が策定され、担い手への集積目標を令和12年までに全農地の66%に設定されましたので、当該目標の達成を目指します。

(2) 遊休農地の解消

直近の利用状況調査により判明した 1 号遊休農地の面積が 40.2ha で、そのうち緑区分は 26.2ha・黄色区分は 14.0ha。

(課題)

農業者の高齢化と後継者不足及び土地所有者が地元に住していないことなどが理由で未管理農地が増え続け、毎年新たな遊休農地が発生している。遊休農地発生防止の呼びかけと地域の実情把握に努めることが重要であり、速やかな所有者への指導と共に一時的な解消とならないよう導入作物の提示などを行う必要がある。

農地中間管理機構を活用し遊休化の未然防止及び解消に取り組む。既存遊休農地の解消としては、令和 3 年度の調査における遊休農地面積より、緑区分の解消目標面積は 4.4ha です。

新規発生遊休農地の解消としては、前年度の令和 6 年度新規発生分は 5.0ha となっておりますので、こちらを今年度の解消目標面積とします。

次のページをお願いします。

(3) 新規参入の促進

新規参入状況 令和 6 年度の新規参入者数 9 件、取得面積 2.14ha。

(課題)

地域計画と併せて新規就農者の確保を進める。毎年新規参入者数は増加しており、今後も農政担当課及び農協・普及センターと連携し、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者のさらなる掘り起こしを図る必要がある。

(目標)

新規参入者への貸付等の権利移動面積を過去 3 年間の権利移動面積の平均値の 1 割以上となっておりますので、38.4ha を目標値とします。

2. 最適化活動の活動目標

(1) 最適化活動を行う日数目標

1 人当たりの活動日数の目標を月に 10 日としますので、10 日以上活動をお願いします。

(2) 活動強化月間の設定目標

設定回数を年間 3 回とし、9 月に遊休農地の解消、12 月に新規参入の促進、2 月に農地の集積を設定します。

前年度からの変更点としましては、2 月の「農地の集積」についてです。農地の集積を促進する「地域計画」が今年度から始まり、年に 1 度計画の見直しを行うこととなっております。これにより、地域の担い手の方や農業委員、推進委員の皆様と農地の情報提供及び情報交換を行い集積の促進を行います。

次のページをお願いします。

(3) 新規参入相談会への参加目標

参加回数を 1 回と設定し、12 月に水戸市にて「新農業人フェア」が開催予定で、こちらに参加予定でございます。

以上が、令和 7 年度最適化活動の目標の設定となっております。

本日、議決が得られましたら、国へ報告し筑西市ホームページ及び全国農業会議所ホームページで公表いたします。

	ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。
農政企画 審議会 蓮沼俊男 委員長	本日、開催いたしました農政企画審議会において、議案第１２号「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。
議 長	蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。 議案１２号について、ご質疑がありましたら、お願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第１２号を採決いたします。 議案第１２号は、原案どおり「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」を賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって、議案第１２号は原案どおり、「令和７年度最適化活動の目標の設定等について」を決定することに、決しました。 次に、日程第４ 報告第６号から第８号を、事務局より説明願います。
事務局長	中澤副局長より説明いたします。
中 澤 副局長	報告第６号から報告第８号までを一括してご説明させていただきます。 初めに２６ページをお開き願います。 報告第６号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、令和７年５月９日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお願いいたします。 届出受理件数は６件でございます。 これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、作業所敷地１件、自己住宅１件、太陽光発電設備２件、住宅敷地１件、駐車場１件でございます。 次に２９ページをお開き願います。 報告第７号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について、令和７年５月９日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお願いいたします。 ３０ページから４１ページにかけまして、合意解約の通知のありました件数、

30件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。

次に42ページをお開き願います。

報告第8号 非農地判断について、令和7年5月9日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

現地調査により非農地判断を行った件数1件でございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第6号から第8号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和7年度第2回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和7年5月9日

議 長

署名委員

署名委員